高梁市告示第２３１号

高梁市中山間特別地域訪問介護サービス等支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、介護サービスを提供する事業者が、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるために、地域での生活を支える在宅サービスを中山間地域においても継続して提供できるよう、予算の範囲内において交付する高梁市中山間特別地域訪問介護サービス等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、高梁市補助金等交付規則（平成１６年高梁市規則第４５号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助対象者」という。）は、利用者（本市の介護保険の被保険者をいう。以下同じ。）に対し、次条に規定するサービスを提供する事業者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としない。

(1)　本市における市税の滞納がある者

(2)　高梁市暴力団排除条例（平成２３年高梁市条例第３５号）第２条に規定する暴力団若しくは暴力団員等又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者

（補助対象サービス等）

第３条　補助金の対象となるサービス（以下「補助対象サービス」という。）は、令和８年４月１日から翌年３月３１日まで（以下「補助対象期間」という。）に提供された次に掲げる介護サービスとする。

(1)　介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第８条第２項に規定する訪問介護

(2)　法第８条第３項に規定する訪問入浴介護

(3)　法第８条第４項に規定する訪問看護

(4)　法第８条第５項に規定する訪問リハビリテーション

(5)　法第８条第７項に規定する通所介護

(6)　法第８条第８項に規定する通所リハビリテーション

(7)　法第８条第１５項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(8)　法第８条第１６項に規定する夜間対応型訪問介護

(9)　法第８条第１７項に規定する地域密着型通所介護

(10)　法第８条第１８項に規定する認知症対応型通所介護

(11)　法第８条第１９項に規定する小規模多機能型居宅介護

(12)　法第８条第２３項に規定する複合型サービスのうち、同項第１号に掲げるもの

２　前項各号に規定する補助対象サービスには、法第７１条第１項に規定する事業者が提供するサービスを含むものとする。

３　補助対象者が実施する前２項に定めるサービスのうち、補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）の区分、基準額、補助率及び補助金の額は、別表第１の１及び別表第１の２に定めるとおりとする。ただし、補助金の額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

４　補助対象者の運営する事業所ごとの補助金の額の上限額は、別表第２に定めるとおりとする。

（交付申請）

第４条　補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、高梁市中山間特別地域訪問介護サービス等支援事業補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(1)　事業所一覧表（別紙１）

(2)　本市における市税の滞納のないことを証明する書類

(3)　その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第５条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、高梁市中山間特別地域訪問介護サービス等支援事業補助金交付決定通知書（様式第２号）により当該申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、当該交付決定に係る補助金の全額を概算払により交付するものとする。

２　市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付することが不適当と認めたときは、補助金の不交付を決定し、その旨を当該申請者へ通知するものとする。

（交付の条件）

第６条　補助金の交付の決定をする場合においては、次に掲げる条件を付するものとする。

(1)　補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告しその指示を受けること。

(2)　補助金に係る証拠書類の管理については、収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に関する証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を令和１３年度末まで保管すること。

(3)　第３条第１項第５号、第６号、第９号及び第１０号に規定する補助対象サービスを提供する補助対象者については、送迎の実施についての記録を作成すること。

(4)　前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めること。

（変更等の承認）

第７条　第５条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の変更、中止又は廃止をしようとするときは、あらかじめ高梁市中山間特別地域訪問介護サービス等支援事業補助金変更・中止（廃止）申請書（様式第３号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の額を減額する変更については、この限りでない。

２　市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、変更等の承認を決定し、高梁市中山間特別地域訪問介護サービス等支援事業補助金変更・中止（廃止）承認通知書（様式第４号）により当該補助事業者に対して通知するものとする。

（状況の報告）

第８条　補助事業者は、高梁市中山間特別地域訪問介護サービス等支援事業補助金実施状況報告書（様式第５号）により、毎月１０日までに前月の補助対象事業に係る実施状況

を報告しなければならない。ただし、３月に実施したものについては、その月末までに報告しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、令和８年４月から同年１０月までの間に実施した補助対象事業に係る状況の報告については、市長が別に定める期日までに一括して提出するものとする。

（実績報告）

第９条　補助事業者は、令和９年３月３１日までに、高梁市中山間特別地域訪問介護サービス等支援事業補助金実績報告書（様式第６号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日から起算して３０日を経過する日又は令和９年３月３１日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（額の確定）

第１０条　市長は、第９条の規定による実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、高梁市中山間特別地域訪問介護サービス等支援事業補助金確定通知書（様式第７号）により当該補助事業者に対して通知するものとする。

２　前項の規定により補助金の額を確定した場合において、既に概算払により交付した補助金の額が確定した額を超えるときは、その超える額の返還を命ずるものとする。

（取消し等）

第１１条　市長は、補助事業者が補助金の交付の決定を受けた後において、偽りその他重大な過失が判明したときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

２　前項の規定により、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

（その他）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、公布の日から施行し、令和８年４月１日以降に実施した事業から適用する。

（この告示の失効等）

２　この告示は、令和９年３月３１日限りでその効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付を受けた者に対する第６条第２号及び第１１条の規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。

別表第１の１（第３条関係）

第３条第１項第１号から第６号まで及び同項第８号から第１０号までの介護サービスを提供する場合

（注１）　事業所には、「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準

補助対象事業区分		基準額	補助率	補助金の額
1	高梁市内の特別地域加算対象地域内に居住する利用者に補助対象サービスを提供した場合で、当該サービスを提供した事業所の所在地から利用者宅（利用者が現に居住する住宅をいう。以下同じ。）までの訪問又は送迎に要する時間が２０分以上である場合	左欄の補助対象事業区分に該当する介護サービスに係る単位数の合計の１０パーセントに１０円を乗じた額	１０分の１０（ただし、通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護については、片道のみ送迎を行った場合は、２分の１とする。）	補助対象事業区分１及び区分２の基準額の合計額に補助率を乗じた額とする。
2	特別地域加算対象地域内に所在する補助対象サービスを提供する事業所が、高梁市内の中山間地域等内に居住する利用者に当該サービスを提供した場合で、当該サービスを提供した事業所の所在地から利用者宅までの訪問又は送迎に要する時間が２０分以上である場合			

について」（平成１１年老企第２５号）に定める「本体の事業所とは別にサービス提供等を行う出張所等」及び「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（平成１８年老計発第０３３１００４号、平成１８年老振発第０３３１００４号、平成１８年老老発第０３３１０１７号）に定める「例外的に、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等」を含むものとする。

（注２）　「特別地域加算対象地域」とは、平成２４年３月厚生労働省告示第１２０号により定められた厚生労働大臣が定める地域で、次に掲げるとおりとする。

(1)　離島振興法（昭和２８年法律第７２号）第２条第１項の規定により指定された離島振興対策実施地域

(2)　山村振興法（昭和４０年法律第６４号）第７条第１項の規定により指定された振興山村

(3)　特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準（平成１１年３月厚生省告示第９９号）第６号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域

（注３）　「中山間地域等」とは、平成２１年３月厚生労働省告示第８３号により定められた厚生労働大臣が定める地域であって、注２に規定する地域を除き、次に掲げるとおりとする。

(1)　山村振興法第７条第１項の規定により指定された振興山村

(2)　特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成５年法律第７２号）第２条第１項に規定する特定農山村地域

(3)　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第１９号）の規定により過疎地域として公示された地域

(4)　離島振興法第２条第１項の規定により指定された離島振興対策実施地域

(5)　豪雪地帯対策特別措置法（昭和３７年法律第７３号）第２条第１項に規定する豪雪地帯及び同条第２項の規定により指定された特別豪雪地帯

(6)　辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和３７年法律第８８号）第２条第１項に規定する辺地

（注４）　「訪問又は送迎に要する時間」とは、市長が通常の経路及び交通手段により片道に要すると認めた時間とする。

（注５）　別表第１の１の基準額における単位数は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成１２年２月厚生省告示第１９号）に基づく基本部分の単位数とする。ただし、加算部分及び減算部分は含めないものとする。

別表第１の２（第３条関係）

第３条第１項第７号、第１１号及び同項第１２号の介護サービスを提供する場合

補助対象事業区分		基準額	補助率	補助金の額
１	高梁市内の特別地域加算対象地域内に居住する利用者に補助対象サービスを提供した場合で、当該サービスを提供した事業所の所在地から利用者宅までの訪問又は送迎に要する時間が２０分以上である場合	補助対象サービスの提供回数に第３条第１項第７号に規定する介護サービスにあっては３７０円、同項第１１号及び第１２号に規定する介護	１０分の１０	補助対象事業区分１及び区分２の基準額の合計額に補助率を乗じた額とする。

２	特別地域加算対象地域内に所在する補助対象サービスを提供する事業所が、高梁市内の中山間地域等内に居住する利用者に当該サービスを提供した場合で、当該サービスを提供した事業所の所在地から利用者宅までの訪問又は送迎に要する時間が２０分以上である場合	サービスにあっては７００円を乗じた額		

（注１）　事業所には、「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」に定める「本体の事業所とは別にサービス提供等を行う出張所等」及び「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」に定める「例外的に、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等」を含むものとする。

（注２）　「特別地域加算対象地域」とは、平成２４年３月厚生労働省告示第１２０号により定められた厚生労働大臣が定める地域で、次に掲げるとおりとする。

(1)　離島振興法第２条第１項の規定により指定された離島振興対策実施地域

(2)　山村振興法第７条第１項の規定により指定された振興山村

(3)　特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第６号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域

（注３）　「中山間地域等」とは、平成２１年３月厚生労働省告示第８３号により定められた厚生労働大臣が定める地域であって、注２に規定する地域を除き、次に掲げるとおりとする。

(1)　山村振興法第７条第１項の規定により指定された振興山村

(2)　特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第２条第１項に規定する特定農山村地域

(3)　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定により過疎地域として公示された地域

(4)　離島振興法第２条第１項の規定により指定された離島振興対策実施地域

(5)　豪雪地帯対策特別措置法第２条第１項に規定する豪雪地帯及び同条第２項の規定により指定された特別豪雪地帯

(6)　辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第２条第１項に規定する辺地

（注４）　「訪問又は送迎に要する時間」とは、市長が通常の経路及び交通手段により片道に要すると認めた時間とする。

別表第２（第３条関係）

区分	補助対象サービスの種別	１事業所当たりの補助金の上限額（千円）
１	第３条第１項第１号から第４号まで、第７号及び第８号に規定する介護サービス	４６５
２	第３条第１項第５号、第６号及び第９号から第１２号までに規定する介護サービス	９３３

（注）　事業所が複数の市町村から補助金の交付を受ける場合は、各市町村からの交付額を合算した額が上限額以内となること。